

必読

暮らしの法律ナビ

No.82

民法の成年年齢
引下げによる問題

平成30年に成立した民法の成年年齢を20才から18才に引き下げる法律が来々4月1日から施行される。18才、19才の未成年者取消権がなくなる事を意味する。この取消権は契約時に未成年者であるという事のみで契約を白紙にでき、悪質業者の被害から守る機能があったが18才の成年年齢により被害者の増加が危惧されている。若者の消費者被害の典型例はマルチ取引、医療・美容関係契約等で、大学のサークルや新たな就職先の仲間等での勧誘被害がみられる。被害者を救済するため平成30年に消費者契約法の

一部が改正され、社会生活上の経験不足を不当に利用する勧誘（不安をおおる告知、恋愛感情等に乗じた関係の濫用等）による契約の取消権を創設した。しかし、この規定で救済される事例は少ないので、消費者委員会で喫緊の課題とし新たな救済措置の法整備を要請している。

り被害者の増加が危惧されている。若者の消費者被害の典型例はマルチ取引、医療・美容関係契約等で、大学のサークルや新たな就職先の仲間等での勧誘被害がみられる。被害者を救済するため平成30年に消費者契約法の

遺言・相続 成年後見

債務整理・破産 離婚 他

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

土日相談可 ☎079-561-2050
tajima_to-ki@nifty.com三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)
<http://www.sandachuo.com>